○富山市農村環境改善センター等条例施行規則

平成17年4月1日 富山市規則第182号

(趣旨)

- 第1条 <u>この規則</u>は、<u>富山市農村環境改善センター等条例(平成17年条例第205号。以下「条例」という。)第16条</u>の規定に基づき、<u>条例</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (使用承認の申請)
- 第2条 条例第5条第1項の規定により施設の使用の承認を受けようとする者は、富山市農村環境改善センター等施設使用承認申請書(<u>様式第1号</u>)を市長(<u>条例第4条の2</u>に規定する指定管理者管理施設にあっては、<u>同条</u>に規定する指定管理者。<u>第2項ただし書、次条</u>から<u>第5条</u>まで及び<u>第9条</u>において同じ。)に提出しなければならない。
- 2 <u>前項</u>の申請書は、使用日の前日までの間に提出しなければならない。ただし、市長が相当の理由があり、かつ、施設の運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。) (使用の承認)
- 第3条 市長は、施設の使用を承認したときは、富山市農村環境改善センター等施設使用承認書(<u>様式第</u>2号)を交付するものとする。

(使用承認事項の変更)

- 第4条 施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が使用承認事項の変更をしようとする ときは、速やかに<u>前条</u>の使用承認書を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。 (使用の承認の取消し)
- 第5条 <u>条例第7条第1項</u>の規定により施設の使用の承認を取り消したときは、市長は、その旨を書面で 使用者に通知するものとする。

(使用料の減免)

- 第6条 条例第9条の規定による使用料の減免の額は、次に定めるところによる。ただし、施設の使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、減免しない。
  - (1) 市が主催するとき。 全額
  - (2) 市が共催するとき。 50パーセント相当額
  - (3) 市が後援するとき。 30パーセント相当額
  - (4) その他市長が特に必要と認めるとき。 50パーセント相当額以内
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、富山市農村環境改善センター等施設使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

- 第7条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に定めるところによる。
  - (1) 条例第10条第1号に該当するとき。 全額
  - (2) <u>条例第10条第2号</u>に該当するとき。 70パーセント相当額
  - (3) <u>条例第10条第3号</u>に該当するとき。 別に定める額
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、富山市農村環境改善センター等施設還付申請書に使用料領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用者等の遵守事項)

- 第8条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 許可なく物品の販売、飲食物の提供又は寄附金の募集をしないこと。
  - (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
  - (3) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
  - (4) 許可なく施設又は附属設備等を使用しないこと。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に従うこと。

(損傷又は滅失の届出)

第9条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示 に従わなければならない。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 <u>この規則</u>の施行の日の前日までに、合併前の富山市農業構造改善センター等条例施行規則(昭和57年富山市規則第13号)、大山町農村環境改善センター条例施行規則(昭和55年大山町規則第11号)、八尾町農村環境改善センター条例施行規則(昭和60年八尾町規則第257号)、八尾町多目的集会施設等管理運営規則(昭和55年八尾町規則第179号)、八尾町交流促進施設管理運営規則(平成10年八尾町規則第12号)、婦中町農村環境改善センター管理運営規則(平成10年婦中町規則第24号)又は婦中町朝日地域農業再編センター管理運営規則(昭和59年婦中町規則第4号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ<u>この規則</u>の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日富山市規則第307号)

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成20年3月31日富山市規則第59号)
- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成22年3月31日富山市規則第33号)
- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成23年3月31日富山市規則第40号)
- この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

富山市農村環境改善センター等施設使用承認申請書

年 月 日

(あて先)

住所又は所在地 氏名又は名称 話

次のとおり施設を使用したいので申請します。

| セン | \begin{align*} / 9 - | -の[ | 区分   | 1 富山市水橋東部農村地域交流センター<br>2 富山市大山農村環境改善センター<br>3 富山市八尾農村環境改善センター<br>4 富山市婦中農村環境改善センター<br>5 富山市朝日地域農業再編センター<br>6 富山市八尾パインパーク<br>7 富山市八尾サンパーク<br>8 富山市大長谷交流センター<br>9 富山市黒瀬谷交流センター |   |     |          |   |     |  |  |  |
|----|----------------------|-----|------|--|---|-----|----------|---|-----|--|--|--|
| 使  | 用                    | 期   | H    |  | 年 | 月   | B        |   |     |  |  |  |
| 使  | 用                    | 時   | 間    | 午前<br>午後   | 時 | 分から | 午前<br>午後 | 時 | 分まで |  |  |  |
| 使  | 用                    | 施   | 設    |  |   |     |          |   |     |  |  |  |
| 参  | 集                    | 人   | 員    |  |   |     |          |   |     |  |  |  |
| 摘  | 会議の                  | の内容 | 要(*) |  |   |     |          |   |     |  |  |  |

様式第2号(第3条関係)

## 様式第2号(第3条関係)

富山市農村環境改善センター等施設使用承認書

第 号 年 月 日

様

年 月 日付けで申請のありました施設の使用については、次のとおり承認し ます。

| センターの区分 |   |   | 5 富山市朝日地域農業再編センター<br>6 富山市八尾パインパーク<br>7 富山市八尾サンパーク<br>8 富山市大長谷交流センター<br>9 富山市黒瀬谷交流センター |   |    |     |      |        |    |   |         |
|---------|---|---|--|---|----|-----|------|--------|----|---|---------|
|         |   |   |  | 9 | 品山 | 1巾黒 | 測谷父流 | センター   |    |   |         |
| 使       | 用 | 期 | H  |   |    |     | 年    | 月      | 日  |   |         |
| -       |   |   |  | 午 | 前  |     | 時    | 分から    | 午前 | 時 | 分まで     |
| 使       | 用 | 時 | 間  | 午 | 後  |     | nel  | 33.0-0 | 午後 |   | 22 00 0 |